

千葉県報

定例
令和6年1月12日

目次

- 告示
漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間
公安委員会告示
- 道路交通法第百八条の三十二の二第一項の規定による運転免許取得者等教育の認定
- 道路交通法第百八条の三十二の三第一項の規定による運転免許取得者等検査の認定
- 遺失物法施行規則に基づく指定特例施設占有者の代表者の氏名の変更
公告
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(三件)
都市計画特定街区の関係図書の縦覧
特定調達公告
- 入札公告(二件)
- 落札者等の公告(二件)

告示

示

千葉県告示第七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一條第二項の規定により、機船及び網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和六年一月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

制限措置の内容

- 漁業種類
さより船びき網漁業
- 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
百二隻
- 船舶の総トン数
十トン未満

4 推進機関の馬力数

定めなし

5 操業区域

銚子市と旭市との境界磯見川河口中心点百八十度(真方位による。)の線(東経百四十度四十五・六七分の経線)以東の千葉県海面

6 漁業時期

十二月一日から翌年四月三十日まで

7 漁業を営む者の資格

茨城県内に住所を有し、かつ、その船舶につき、茨城県知事によるさよりひき網漁業の許可を受けている者

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和六年一月十五日から二月十四日まで

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第一号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第1項の規定により、次のとおり運転免許取得者等教育を認定した。

令和6年1月12日

千葉県公安委員長 佐久間 英利

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称及び所在地	運転免許取得者等教育の課程の区分	運転免許取得者等教育の課程の名称	認定年月日
株式会社佐倉自動車学校 佐倉市岩名957番地1	佐倉自動車学校 佐倉市岩名957番地1	運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年國家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。)第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和5年2月2日
株式会社東洋モーターズ 八千代市村上654番地1	東洋モーターズ 八千代市村上654番地1	認定規則第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和5年2月3日